

浜中町立霧多布中学校「部活動に係る活動方針」(抜粋)について

浜中町立霧多布中学校 校長 杉山浩彰

部活動と学校における働き方改革のかかわり

部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として行われています。しかしながら、国全体での働き方に関する取組から、生徒・教師双方に課題があることが、指摘されるようになりました。

北海道の部活動の在り方に関する方針(平成31年1月)策定の趣旨

- 生徒の学校生活には、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、バランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。
- 教師が、健康でやりがいをもち学校教育の質を高められるよう勤務するためには、部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要がある。

※本校は、学校教育目標等を踏まえ、浜中町教育委員会が定める「浜中町立小中高等学校における働き方改革アクション・プラン」に則り、「浜中町立霧多布中学校の部活動に係る活動方針」(以下「本方針」という。)を策定することとしました。

1. 霧多布中学校「部活動に係る活動方針」(抜粋)

- ① 部活動は、学校教育の一環として行われる教育活動であり、生徒同士や教師と生徒等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が多様な学びや経験をする場として、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。
- ② 各部活動は、顧問の指導方針のもと浜中町立霧多布中学校「部活動実施規定」に従い、生徒の自主的自発的な参加により行われ、自己の学校生活を充実させる等、健全な心身養成のため教育の場とする。
- ③ 部活動を実施する上で、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮するよう取り組む。

2. 適切な休養日等の設定(抜粋)

原 則

- (1) 休養日
 - 週当たり2日以上
 - ※平日1日(年52日)以上、週末1日(年52日)以上、年間104日以上
- (2) 活動時間～実活動時間
 - 平日2時間程度
 - 学校休業日3時間程度
 - ※長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける

3. 部活動に係る相談窓口

- ・連絡先：浜中町立霧多布中学校
暮帰別西1丁目160番地
TEL 0153-62-3241
- ・担 当：教頭

保護者・地域の皆様へ

◆国や北海道、浜中町教育委員会の方針を受け、生徒の学校生活や家庭生活がバランスのとれたものとなるよう、また、学校経営ビジョンである「今と未来の幸せをつかむ学校」を達成するため、保護者・地域の皆様のご協力をお願いいたします。